

杉並区立三谷小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

「いじめ防止対策推進法」に基づき、平成29年3月に、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が改訂された。本校では、国の基本方針を参酌し、「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」（平成27年8月作成令和6年8月改定）に基づき「三谷小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

《いじめの定義といじめ解消の基本的な考え方》

◎いじめの定義

・「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と
※1一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は※2物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

※1「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学級、塾やスポーツクラブ等、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童となんらかの人的関係を指す。

※2「物理的な影響」とは、身体的影響のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり、いやなことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあい合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

◎いじめに対する留意点

○児童同士が対等な関係ではなく、いじめられる者に心理的・身体的な苦痛を感じさせている。

○「心理的、身体的に苦痛を伴う行為」とあるが、この「苦痛」の程度は、受ける者によって異なる。

○いじめには、観衆（はやし立てる、面白がって見る等）と、傍観者（見て見ぬふりをする等）がいる場合がある。

◎いじめの解消

・いじめは、単に謝罪があっただけでは、安易に解消したと判断することはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件を満たす必要がる。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情も考慮して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

1 いじめ防止に向けた学校の方針

- (1) あらゆる教育活動を通じて、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 児童が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童の発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童を守ることを表明し、いじめの把握に努めるとともに、組織的に取り組む。
- (5) 児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。

2 いじめ防止に向けた校内組織

本校は、複数の教職員等によって構成される「いじめ対策委員会」を組織する。

委員会メンバーは、校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・関係教員・養護教諭・教育相談担当教員・スクールカウンセラーとし、定期的（月 1 回）に委員会を開催する。それ以外に必要性が生じた場合は、その都度開催する。

3 いじめに対する措置

いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合は、臨時に学校いじめ対策委員会を招集し事案について事実確認を行い、対応を決め実行する。必要に応じて SSW、弁護士、警察官経験者、子ども家庭支援センター職員等も加える。いじめ行為への対処を適切に行うため、教育委員会、学校運営協議会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

3 教育委員会や関係諸機関等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。
- (2) いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

4 いじめの防止、早期発見、早期対応に関する具体的な取組

- (1) いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について（別表 1）
- (2) 6 月と 11 月に実施される、都の「ふれあい月間」を活用し、いじめに関するアンケートを年 3 回実施し（6 月・11 月・2 月）、実態調査を行う。なお、このアンケートは、原則 3 年保存とする。実態の調査結果をもとに、いじめ対策委員会において事案の検討を行い、解消に向けた具体的な計画を立てる。計画が着実に実施できるようにマネジメントを、副校長・生活指導主任が担当する。解決まで適宜、いじめ対策委員会を開き、迅速に対応する。

5 教職員のいじめ防止に向けた対応能力を高めるための取組

「いじめはどこでも起こり得る」といった危機意識を高め、迅速な対応を推し進めるために、「いじめ対応マニュアル」を活用し、アンケート実施の時期にあわせ、生活指導主任や専門的知識を有するスクールカウンセラーを講師に研修会を実施する。また、「いじめ発見チェックリスト」を活用し、児童の実態把握を行うことで未然防止に向けた対応能力の向上を図る。内容は「いじめ問題の見方・考え方」「いじめの早期発見」を中心に行い、全教職員がいじめに対する共通理解が図れるようにする。

教育委員会や関係諸機関等との連携については、必要に応じて生活指導全体会の中で校長、副校長、生活指導主任、スクールカウンセラー等を講師に研修を行う。

6 その他

学校での取組、各家庭での取組、地域での取組についてまとめたものを別表 1 として記す。

《重大事態への対処》

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の定義

重大事態とは法第 28 条において以下のように示されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間 30 日間を目安としている。ただし、児童・生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握し、迅速に調査を開始する。

被害児童・生徒やその保護者から「いじめにより重大被害が生じた」との申立てがあったときには、重大事態が発生したものとして対応を行う。その申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の調査の目的

重大事態の調査は、重大事態に至った経緯や背景事情を含めたいじめの事実関係を明らかにすることにより、重大事態への対処や、同種の事態が再び発生するのを防止することを目的として行う。

被害児童生徒や保護者が調査を望まない場合でも、可能な限り学校の対応を振り返って検証し、再発防止に努める。

2 重大事態が発生した場合の対応

(1) 重大事態発生の報告

学校は、いじめの重大事態が発生したときは、直ちに教育委員会（済美教育センター教育 SAT）に報告する。

(2) 資料の収集・整理

学校は、いじめの重大事態が発生したときは、学校が定期的に行っているアンケートや教育相談の記録、学校が行った対応の記録等、重大事態調査の実施に必要な資料等の収集・整理を行う。

(3) 調査の実施

教育委員会は「杉並区いじめ問題対策委員会」に対して速やかに調査を依頼し、「杉並区いじめ問題対策委員会」が調査を行う。

(4) 調査結果を踏まえた対応

学校は、調査の結果をふまえて、被害児童生徒への支援や加害児童生徒への指導などの対応を行う。また、それまでの対応について検証し、再発防止策を検討する。